

消防用設備等の軽微な工事の届出に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の14の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下、「消防用設備等」という。）の着工届及び法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届について、当該届出書の簡素合理化を推進するため、消防用設備等の軽微な工事の範囲に係る届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な工事の範囲)

第2 消防用設備等の軽微な工事の範囲に該当する工事（以下「軽微な工事」という。）は、別表左欄に掲げる消防用設備等の種類に応じ、同表の増設、移設又は取替え欄に該当するものとする。

(軽微な工事の着工届等)

第3 着工届は、軽微な工事についても要するものとする。ただし、消防用設備等の工事を当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行う場合であって、次に掲げる要件を満たしたときは、着工届を省略することができる（軽微な工事又は補修以外の工事を同時に行う場合を除く。以下同じ）。

(1) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合において、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

(2) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、消防法施行規則（昭和36年総務省令第6号）第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにすること。

2 軽微な工事の設置届及び消防検査は、次によるものとする。

(1) 法第17条の3の2の規定に基づく設置届は、省略できないものとする。

(2) 前項の規定により着工届を省略した場合の設置届には、消防用設備等試験結果報告書及び当該消防用設備等に関する図書を添付するものとする。

(3) 消防検査は、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書及び現場の状況を補足する写真、試験データ等により消防検査と同等の確認をすることができる場合においては、現場確認を省略することができるものとする。

(軽微な工事に係る事務処理)

第4 第3第1項の規定により着工届を省略するもので、同第2項の規定により設置届を提出する場合は、当該届出書に着工届省略の印（様式第1号）を押印するものとする。

2 第3第2項第3号の規定により消防検査について現場確認を省略する場合は、前項の届出書に消防検査省略の印（様式第2号）を押印するものとする。

(その他)

第5 「各種届出等に関する運用について」第5第2項の消防用設備等についても、軽微な工事と

判断できる場合は第3及び第4に準じた扱いとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から運用する。

様式第1号（第4関係）

消防用設備等に係る届出の運用
の軽微な工事に該当し、着工届
を不要とする。

様式第2号（第4関係）

消防用設備等に係る届出の運用
の軽微な工事により、現場確認
による消防検査を省略する。

別表

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

	影響を及ぼさないものに限る。	かつ、操作性に影響のない場合に限る。	
二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	<p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る）</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>②ノズル</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>③移動式の消火設備</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一室内に限る。</p> <p>④制御盤、操作盤等の電気機器</p> <p>起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>かつ、操作性に影響のない場合に限る。</p> <p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。）</p> <p>→ 5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>②ノズル</p> <p>→ 5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>③移動式の消火設備</p> <p>→ 同一室内に限る。</p> <p>④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置</p> <p>→ 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>すべての構成部品</p> <p>→ 放射区画に変更するものに限る。</p>
自動火災報知設備	<p>①感知器</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 10個以下</p> <p>②発信機、ベル、表示灯</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器</p> <p>→ 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> <p>②発信機、ベル、表示灯</p> <p>→ 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器</p> <p>→ 10個以下</p> <p>②受信機、中継器</p> <p>→ 7回線を超えるものを除く。</p> <p>③発信機、ベル、表示灯</p>
ガス漏れ火災警報設備	<p>①検知器</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p>	<p>検知器</p> <p>→ 5個以下で警戒区域の</p>	<p>受信機を除く。</p>

	→ 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	変更がない場合に限る。	
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）、（救助袋）（緩降機））	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。